

東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用実施要項

平成23年12月1日 海洋工学部長裁定
(平成23年12月1日学科長会議承認)
改正 平成29年2月2日 海洋工学部長裁定
(平成29年2月2日 学科主任会議承認)

(趣旨)

第1条 この要項は、東京海洋大学練習船汐路丸教育関係共同利用規則（以下「利用規則」という。）第8条の規定に基づき、東京海洋大学練習船汐路丸（以下「汐路丸」という。）の教育関係共同利用の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「教育関係共同利用」（以下「共同利用」という。）とは、利用規則第2条に定めるとおり、本学以外の大学等の教育課程上の実習等を行うため、当該大学等の学生が汐路丸を利用することをいう。

(共同利用の範囲)

第3条 共同利用を行うことができる者は、原則として、他の大学、短期大学及び高等専門学校に所属する者とする。

(共同利用の申請及び許可)

- 第4条 共同利用を行おうとする者は、別紙様式による練習船教育関係共同利用申請書（以下「申請書」という。）を前年度7月末日までに東京海洋大学海洋工学部長（以下「学部長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。
- 練習船の共同利用を行おうとする者が、前項の規定による申請書を提出しようとするときは、あらかじめ、海洋工学部の教員のうちから実験演習受入担当者を決定し、その教育内容について協議しなければならない。
 - 学部長は第1項の規定による申請書の提出があったときは、利用規則第3条に規定する練習船汐路丸教育関係共同利用運営協議会を開催し、審議決定し、海洋工学部教授会の議を経て、学部長が許可するものとする。
 - 学部長は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 学部長は、第3項の許可後に申請書に虚偽の記載があることが判明したときは、その許可を取り消すものとする。
 - 共同利用の許可を受けた者（以下「共同利用者」という。）が、申請内容を変更するときは、速やかに学部長に申し出て、その許可を得なければならない。

(共同利用の中止)

第5条 学部長は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同利用者の乗船前に限り、共同利用の許可を取り消し、当該利用の中止を求めることがある。

- 災害対応その他の事由により、本学において緊急に使用する必要が生じたとき。

(2) その他やむを得ない事由により学部長が必要と認めたとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、荒天その他の事由により出航（航海中にあつては航海の継続）が困難であると汐路丸船長が判断した場合は、共同利用者の乗船の前後にかかわらず、当該共同利用に係る航海を中止することがある。

（費用負担）

第6条 共同利用者は、乗船に伴い食費その他の実費が発生する場合にあつては、別に定めるところによりその費用を負担するものとする。

（共同利用者の注意義務）

第7条 共同利用者は、汐路丸船長その他乗組員の指示に従い、航海の安全確保、船内の規律の保持及び設備等の保全に努めるものとする。

（損害賠償）

第8条 共同利用者は、その責に帰すべき事由により、練習船の設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第9条 練習船の共同利用に関する事務は、越中島地区事務室で処理する。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。